

会 議 録

会議の名称	平成 28 年度第 1 回豊中市都市景観・屋外広告物審議会		
開催日時	平成 28 年（2016 年）6 月 24 日（金）午前 10 時～12 時		
開催場所	生活情報センターくらしかん	公開の可否	可
事務局	都市計画推進部 都市計画課	傍聴者数	0 名
出席者	委員	加藤会長、木多委員、下村委員、藤崎委員、若本委員、福盛委員、松下委員、宮田委員、藤原委員、南井委員、川端委員	
	事務局	都市計画推進部 部長 半田 政明 同部 参事 土井 清治 同部 都市計画課 係長 中川 敏宏 同課 主査 宮崎 賢治 同課 主事 上野 健太郎 同課 係員 篤本 和馬 同課 係員 田中 新三 同課 係員 前田 三佳	
	その他		
議題	(1) 諮問第 5 号 都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	議事録のとおり		

事務局

長らくお待たせいたしました。

それでは、ただ今から平成28年度第1回「豊中市都市景観・屋外広告物審議会」を開催いたします。

議事に入ります前に、定数の確認について、ご報告いたします。

本日の出席委員は、委員15名中11名でございまして、過半数に達しておりますことから、豊中市都市景観・屋外広告物審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議は成立いたすものでございます。

それでは、本日の議案関係資料の確認をさせていただきます。

議案関係資料につきましては、事前に送付させていただきましたが、お手元でございますでしょうか。

それでは確認をさせていただきます。

本日の資料は、

- ・諮問書「都市景観形成推進地区に係る景観計画の諮問について」
- ・議案書

資料1「都市景観形成推進地区（新千里北住宅・新千里南住宅）について（大阪府からの回答）」

資料2「都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区・新千里南住宅地区）概要」

資料3「新千里北住宅地区・新千里南住宅地区 地区計画（案）の概要」

資料4「都市景観条例改正の骨子」（新千里北住宅地区・新千里南住宅地区）

資料5「第8回豊中市都市デザイン賞・第1回豊中まちなみ市民賞 応募状況一覧表」

資料6「表彰式典・シンポジウム、パネル展 実施計画書（案）」

になります。お手元でございますでしょうか。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは議事に入らせていただきます。

まず、本日の会議録署名委員の指名でございしますが、慣例によりまして議長において指名させていただきます。

藤崎委員と宮田委員をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入らせていただきます。

事務局

本日ご審議いただくのは、お手元の次第に記載しておりますとおり、諮問第5号「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更」ということで、新たに位置づけようとする都市景観形成推進地区に関する規制内容等が妥当か否かの判断を求められているものです。

それでは、事務局より説明をお願いします。

それでは諮問第5号「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更」について、都市計画推進部都市計画課景観形成係長中川がご説明致します。失礼ですが、着席にてご説明させていただきます。

なお、本日は、当該変更に係るご説明をさせていただいた後に、その変更内容が妥当であるか否かのご答申をお受けしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

前のスクリーンをご覧ください。

まず、本市では平成25年度、良好な都市景観を形成していくための指針として、都市景観条例に基づき誘導・啓発を担う「基本計画」と景観法に基づき規制を行う「景観計画」を包含した「都市景観形成マスタープラン」を策定しました。プランの中では、今般、変更を行います第8章に「景観法に基づく事項等」として「景観計画」を規定すると共に、関連計画・制度とも連携しながら、総合的に景観形成に取り組んでいくものとしております。

そのうちの「景観計画」につきましては、景観法に基づき計画区域、景観形成に関する方針と共に、行為の制限として、届出対象行為や景観形成基準等を定め、対象建物の新築や改築などの際には、市への届出を義務付け、基準を満たしていない場合には、勧告や変更命令を行うなど、法的な手続きによる実行性を担保しながら、良好な景観形成を推進していくための役割を担うものとなっております。

更に、本日の諮問に係ります「都市景観形成推進地区」ですが、本市では、良好な都市景観を形成していくため、全市一律で定めた行為の制限だけに依るのではなく、地域特性に応じたルールを設定していくことが効果的であると考えております。

そのため、地域独自の届出対象行為や景観形成基準を定める場合には、「景観計画」に「都市景観形成推進地区」として位置付け、地域の特色を活かした景観形成を進めていくものとしており、これまで、新千里南町2丁目地区と、永楽荘地区の2地区の指定を行ってきております。

まず、最初に、当該地区の概要についてご説明させていただきます。

2地区とも府営住宅であり、地権者は大阪府となります。昭和40年代に

建設された団地であり、脆弱な耐震性が課題となっていたことから、建替えに向けた検討が進められ、平成 25 年 3 月に、府と豊中市の協議を経て「団地再生と生活支援機能の導入による生活・交流拠点の形成」を基本理念としながら、府営住宅の建て替えや耐震化工事と共に、民間活用地への福祉施設等の供給を行う「大阪府営新千里北住宅まちづくり基本構想」及び「大阪府営新千里南住宅まちづくり基本構想」が策定されました。

そして、その基本構想に沿って、建築計画が進められることとなりますが、本市としては、これまで培われてきた千里ニュータウンの良好な住環境を継承するまちづくりにつなげていくためには、一定のルールが必要と考えますことから、土地利用に関しては「地区計画」、また、意匠については「都市景観形成推進地区」によるルールづくりに取り組むものとなりました。

次に、諮問に至ります経過ですが、まず、周辺環境の状況を十分に把握したなかで、屋根と外壁に関する色彩の制限を定めるものとし、「豊中市都市景観デザイン相談」の助言も参考にしながら、素案作成を行いました。

そして、地権者である大阪府への意見照会を行い、両地区とも参考資料 1 のとおり、「意見なし」との回答を得たことから、素案を「都市景観形成推進地区」の案とし、豊中市意見公募手続きに関する条例によるパブリックコメントの手続きを経て、本日、お手元の諮問書としてお示ししているものでございます。

それでは、議案書のご説明に移らせていただきますが、前のスクリーンと合わせてご覧ください。

諮問書の 1 頁をお開きいただきますと、第 8 章「景観法に基づく事項等」としておりますものが、「景観計画」に該当するものです。

そして、下段の頁番号、諮問書 1 頁から諮問書 7 頁が、全市域を対象とした方針や行為の制限等に関する事項となっており、諮問書 7 頁の中段にお示ししている「7. 都市景観形成推進地区」の項目において、区域及び方針並びに行為の制限に関する事項を定めた場合には、追加していくものと定めております。

そのため、本日は、新たに追加します諮問書 1 2 頁と 1 3 頁の（3）都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）に関する事項及び、諮問書 1 4 頁と 1 5 頁の（4）都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）に関する事項をご審議の対象とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、まず「新千里北住宅地区」に関して、ご説明させていただきます。

新千里北住宅地区は、豊中市の北東部に位置し、地区面積は約9.9ヘクタールとなります。

用途地域は、第1種中高層住居専用地域となっており、周辺は公園や緑地が適正に配置され、良好な住環境を形成しております。

地区のまちなみでございます。

新千里北住宅地区で定める内容ですが、参考資料2「都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）概要」と合わせて前のスクリーンをご覧ください。

定めなければならない項目は、景観法に規定されており、名称、区域、良好な景観の形成に関する方針、そして、行為の制限に関する事項として、届出対象行為と景観形成基準を定めるものになります。

まず名称は、都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）とします。

区域は図のとおり設定します。

良好な景観の形成に関する方針は、「豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。」とします。

行為の制限に関する事項のうち、届出を要する行為については、

i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更

ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更

iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）とします。

次に、景観形成基準ですが、基本的な考え方としまして、周辺の建物と調和する色彩基準とすることが妥当と考えますことから、「豊中市都市景観デザイン相談」での助言を参考に明度・彩度を設定しております。

まず、屋根は「周囲の建物等と形態や色彩、素材などを調和させる」としたうえで、基調色として用いる色彩の範囲は、有彩色（Y. YR. R）については、明度8以下、彩度6以下、有彩色（その他）については、明度8以下、彩度4以下、無彩色については明度8以下とします。

次に、外壁については、周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させるとしたうえで、基調色として用いる色彩の範囲は、有彩色（Y. YR. R）については、明度4以上9以下、彩度4以下、有彩色（その他）については、明度4以上9以下、彩度1.5以下、無彩色については明度6以上9.5以下とします。

なお、例外規定として、着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りではないものとします。

また、見付面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではないものとしております。

そして、今回、策定した案を意見公募手続きに関する条例に基づき、3週間のパブリックコメントを4月7日から28日まで実施しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、当地区においては、現状のまちなみの継承等を目的として、「地区計画」を合わせて決定するものとしており、その制限内容となる「建物用途」「外壁の後退距離」「壁面後退区域における工作物の設置」「建物高さ」「屋外広告物の設置」「緑化率」「垣または柵の構造」につきましては、資料3の1頁に示しておりますので、ご参照ください。

続きまして、「新千里南住宅地区」に関して、ご説明させていただきます。

新千里南住宅地区は、豊中市の北部に位置し、地区面積は約8.36ヘクタールです。

用途地域は、第1種中高層住居専用地域となっており、こちらも周辺は公園や緑地が適正に配置され、良好な住環境を形成しています。

地区のまちなみでございます。

次に、新千里南住宅地区で定める内容ですが、参考資料2の3ページ「都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）概要」と合わせて前のスクリーンをご覧ください。

まず名称は、都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）とします。

区域は図のとおり設定します。

良好な景観の形成に関する方針は、「豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。」とします。

行為の制限に関する事項のうち、届出を要する行為については、

i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更

ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更

iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）とします。

次に、景観形成基準についてですが、基本的な考え方としまして、周辺の建物と調和する色彩基準とすることが妥当と考えますことから、「豊中市

都市景観デザイン相談」での助言を参考に明度・彩度を設定しております。

まず、屋根は「周囲の建物等と形態や色彩、素材などを調和させる」としたうえで、基調色として用いる色彩の範囲は、有彩色（Y. YR. R）については、明度8以下、彩度6以下、有彩色（その他）については、明度8以下、彩度4以下、無彩色については明度8以下とします。

次に、外壁については、周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させるとしたうえで、基調色として用いる色彩の範囲は、有彩色（Y. YR. R）については、明度4以上9以下、彩度4以下、有彩色（その他）については、明度4以上9以下、彩度1.5以下、無彩色については明度6以上9.5以下とします。

そして、例外規定として、着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りではないものとします。

また、見付面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではないものとしております。

そして、今回、策定した案を意見公募手続きに関する条例に基づき、3週間のパブリックコメントを4月7日から28日まで実施しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、当地区におきましても、新千里北住宅地区と同様に、地区計画を合わせて決定していくこととしており、その制限内容等については、資料3の2頁に示しておりますので、ご参照ください。

最後に今後の予定でございますが、景観法並びに豊中市都市景観条例では、景観計画の変更にあたっては「都市景観・屋外広告物審議会」の意見を聴いたのちに、「都市計画審議会」の意見を聴くものと規定されております。

そのため、本日、妥当であるとの答申をいただきましたら、8月18日に予定しております「都市計画審議会」への諮問・答申を経て、都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更を行ってまいりたいと考えております。

また、別添資料4「都市景観条例改正の骨子」にお示ししている都市景観条例の改正につきましては、9月定例議会に上程し、可決されましたら9月下旬に公布、10月上旬に景観計画の変更告示と共に景観計画並びに都市景観条例の運用を目指してまいりたいと考えております。

以上で、諮問「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更について」「新千里北住宅地区」及び「新千里南住宅地区」に関わります、ご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

会長 それでは、ただいま説明がございました諮問第5号「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更」についてご意見、ご質問はございませんか。

 これらは共通の部分、形成基準がございますが、それについて地区ごとの特性など少しまとめてみますと、特に有彩色の部分でY・YR・Rとその他の有彩色とに分けて若干、彩度の部分に規制を設け、変更という内容になっています。

 それでは、私から質問ですが、北地区では地区が2つに分かれていて、いずれも共同住宅ですが、この2つの地区の間にあるもう1棟の団地、共同住宅はこれに含まれなかったのですか。

事務局 2つの囲いの中央部分ですが、民間企業がすでに共同住宅を建て替えておりまして、今回の地区には含めておりません。

会長 すでに建て替え済みということで、逆に赤の部分の建て替えプロジェクトがあるので、事前に手を打っておくという話ですね。

 あからさまに聞いて申し訳ないです。

事務局 現在、赤で囲まれている部分は府営住宅でして、その中でも耐震補強でいく部分、建て替えをする部分、民間活用地で行く部分の3つの場所がございます。近隣センターに隣接している部分に民間活用地として計画されております民間活用地につきましては、高齢者福祉施設が計画されております。地域の近隣センターを含めて地域の交流を深めていくというような計画に基づいて進められております。

会長 ありがとうございます。

 今回、北地区で規制される内容について、すでに建て替わっている北側の民間部分は、ある意味かけはなれていたとしても既存不適格にならないのですか。

事務局 その既存の建物を調査した上で今回の数値を設定しておりますので、数値内に収まっております。

会長 ということは、将来的には推進地区にいれてもいいということですか。

事務局 はい。

会長	<p>手続きが大変でしょうが。</p> <p>なぜ、この2地区に限られたかと思い、質問しました。</p> <p>景観形成推進地区はまず地区を決めること、名称を決めることが頭に2つございまして、それとゾーニングがメインな行政行為だろうということで伺いました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>会長のお話も気になっており、質問したい内容でした。</p> <p>全体の開発面はもちろん、無理だとわかっていますが、もう一か所の南町地区はどうですか。</p>
事務局	<p>スクリーンではわかりづらいですが、南町地区も区域は3つに分かれておりまして、南東角側が同じく高齢者福祉施設、近隣センターに隣接され、地域交流を兼ねた場所として計画されております。</p> <p>その東隣は豊中市が今後計画していく敷地になっていますが具体的な内容については決まっておりません。平成40年頃に壊して新たに計画をする予定です。具体的な内容はこの先多少かわる可能性もあるかもしれませんが。その他の部分北側の地区は現在建て替わるということで計画が進んでおります。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>なぜこの質問をしたかと言いますと、今後、1ヘクタール以上になれば、アセスの技術指針にのってきますよね。そのときに建物の本体も同様ですが、屋外環境もかなりさわれますね。</p> <p>特に植物の状況で、今回、地区計画で25%確保されていることは非常によく理解できるのですが、現在、地区の南に公園や整備されて屋外もそうですが、開発行為によって近景からの建物を見たときに足元にある植栽帯が工事中になくなったり、計画段階で駐車場の配置等でなくなったり、工事車両が入るためになくなったり、地盤溝をさわるためになくなったり、いろんな面で新規植栽を計画されていることがどうしても多く、その中で地区計画でさわれるのですが、景観の方で屋根形状と建物本体である壁面だけいかれて、屋外の緑などの大事になってくる要素をはずしておられる理由はなぜですか。建物だけというのが気になる点です。</p>
事務局	<p>景観形成推進地区で制限できる部分として、主に意匠の色彩がメインとなっております。そこに入れ込むことはできなかったのですが、都市デ</p>

ザイン相談の中で確認申請の前に届出をしてくださいということになっておりますので、計画が煮詰まるまでに植栽の計画などの指導を考えております。

委員

ありがとうございます。

もちろん、景観と保全審とダブルで行えればよいのですが、実際デザイン相談などで相談しながらすすめていくということですね。環境配慮でしっかりやられると思うので大丈夫でしょうが、いかがでしょうか。

事務局

環境配慮の件に関しまして、開発行為の段階で各課情報共有をしておりますので、その段階で代理者としてしっかり協議していきたいと思っております。

委員

もうひとつは豊中市の緑化率25%のカウントの仕方は今手元にありますか。地区計画で25%となっている緑化率とは高木1本あたり10平米とできるような基準などありましたか。また人工地盤上の屋上部分は大阪市などは二分の一カウントをするところがあったり、2階屋上の緑化はカウントに入れないという都市もありますが、豊中市の地区計画での緑化率25%がどのようなカウントをするのか資料等ありますか。

事務局

申し訳ありません。

本日は用意しておりません。

事務局

今、資料がございませんが、豊中市の場合、屋上緑化に対してカウントしないとは規定しておりません。

委員

屋上になるとカウントするところ、全くしないところ、また2分の1でカウントするところがあるようで、そのへんのところと、緑化率だけでいうと緑地の面積なのか、芝生や低木だけでいいのか、高木で枝が広がっているような緑被率になりますが、緑化率がどういうことなのか。

これによって、実際まわりに大きな木を植えて下さいと言えずに、配慮指針では言えますが、低木や地被だけで緑の面積を確保しているといわれても、悪くはないですが十分な緑葉感がないので、その辺りもきっちり窓口指導や配慮指針でやっていただかないと、せっかく豊かな緑地帯もまわりは豊かであるが住宅は抜けているということになるので、いろいろなところで指導の仕方はありますので、その辺をしっかりやってほしいと思いました。

事務局 ありがとうございます。

委員 色彩の基準ですが、有彩色 Y、YR、R の彩度が 4 まで使えるということで、その場合比較的にゆきみが持たせられるので、個性のある色彩のデザインが出来て私はすごく良いと思います。例えば同じ団地の中で例えば R4 と Y4 であった場合、団地として調和などを求められるので、全体をコーディネートするようなくみがあるのかがどうか大事かなと思います。

事務局 今、形成基準の枠内にしばっている数字は、あくまで上限でありまして、実際に計画があがったときに、どれだけ色の差がでるのかを、現場調査いたしまして、デザイン相談でデザインアドバイザーにもご意見いただいたうえで、基準の数値にとらわれるのではなく、現場の状況に応じてマンセルの指導を行っています。

委員 デザイン相談のときに、団地全体のデータベースといいますか、計画にあげてくるような相談の経緯を記録に残しておいて、デザインされる方の入れ替わりが生じても見てもそれを見て、全体の変化や経緯がわかるようなデザイン相談ができればよいと思いました。

事務局 はい。経過は残しておりますので、それに関してはやっていきたいと思えます。

会長 今回の指定地区は福祉施設を抱き込んだ住宅街区のイメージを想定されていて、福祉施設が華やかになってもよいと思います。個人的な気もしますが、景観の中に無彩色で無機質で心が沈むようなものがとは言い切れませんが、Y・YR・R で彩度が 5 や 6 が、その他でも 4 までが使えるということで一般の規定よりも彩度の幅があるということで読み取りました。福祉施設が派手でもいいのかなと、ここでは住宅だけではないということ想定の方がよいということですね。従前の規定をそのまま持ってきたような、先行地区と同じものなので、もう少し地域差があってもよかったのではと思いました。

委員 私も委員のお話にあったその他の緑がどう残るのか心配しております。先ほど北地区で今回はいつていない団地群の一部建て替えがあると伺いましたが、この地区では足元の斜面緑地を抱えており、こういったものはどうなりましたか。

事務局 この部分もデザイン相談をかけておまして、ちょうどこの道路側が一番レベルが低くなっており、北に向かってレベルが高くなる状況で、この道路と敷地の接地面のところが勾配面になっております。そこにつきましては低木で、敷地の端の方は高木で植栽していただいております。地被類とかの単調な植栽にならないように配慮していただいております。

委員 今の斜面緑地もおそらく低木系のものがあり、上に緑があるという姿は残ったのですか。

事務局 既存のものがそのままということですか。

委員 既存に近い形なのか、または新しくなり、造成が入り斜面ではなくなったなど、どういうスタイルになりましたか。

事務局 斜面は残っておりますが新設です。

委員 そういうところが気になっておまして、ややもすると擁壁に囲まれた軍艦巻きのような団地ができるということが非常に多く、ニュータウンがそのようにならないようにはどうすればよいのかと。

 今回の計画の規制の中では建物しかないのが気になりまして、斜面緑地等が環境保全指針などや、他部局のものも含めて保全されるのであればそれでよいと思うのですが。それから今回の件は府営住宅でおさえられていて、一部民間活用地となっております。府営住宅を建て替えられるときはコンペで建て替え案を作ると思われますが、そのコンペの際に条件設定をしますね。そこに市の方でどのような格好で条件をつけるのかが大きいかと思しますので、景観部局課でもしっかりと提案していただきたい。

事務局 はい。

委員 質問しておいて恐縮ですが、現在の現場の状況の写真など、審議会資料としては十分ですが、検討するうえで現場にも行かれているかと思しますので、スライドの写真のように何枚か、そして色や場所など、またどこから見ているのか、その図面が付いていますとその状況やこの風景を守るために色彩はどれぐらいにして、緑はできるだけ残すとか、隣地は壁面には低木だけ、斜面地になど。せつかく資料を用意していただいているので、さらにわかりやすいかと思いました。

事務局 はい、ありがとうございました。

会長 先程までの議論を聞き振り返りますと、2地区とも共通的な行為の制限が全部にかかるのは大前提で、今回、告示するこの地区についての行為の制限でも、外構、擁壁、植栽、舗装、駐車場、駐輪場等については、当然のことながら適用されるということで、各推進地区については細かく書かないというやり方ですね。

事務局 はい、そうです。

事務局 全体の形成基準のうち、今回の2地区では、色彩の部分だけを別に規程すると解釈していただきたいと思います。

会長 他の部分は。

事務局 はい、もちろん市域全体にかかっております。

会長 それが各地区ごとには明示されていないということですか。

事務局 諮問書7頁の7で都市景観形成推進地区の行為の制限に関する事項等を定めた場合は、新たに追加していくものとしますと定めています。市としては新たに指定した地区において基準が市全体と変わる部分の制限を定めていくと解釈しています。

会長 規制するときも、緩和する場合ももちろん書く、それ以外のものは共通部分で書かれていると理解してよろしいですね。

今回は団地なので、先程の斜面法面など、戸建て住宅とは違う共有的な要素、駐車場であったり団地の中にある緑地であったり、こういうものについてあまりコントロールされないので、実際このような理念的な書き方になっていると、基準も明確にはなっていない、緑化率、抑止率など質の違いがある。本来戸建て住宅などは細かく追及できますが、団地だとそのような部分を見ていないので、先程の指摘と関わるのですが、環境配慮で可能なのか心配なところです。

民間が建替え事業をしてしまうと環境配慮の所は細かく見ていない気がしますので、外構などに関する基準は明確に共通の部分でかいておられる。事務事業に技術基準をいれていかないと団地の場合、推進地区の法の精

神といますか、条例の精神が実現しにくいので、今後ご検討下さい。

事務局

ありがとうございます。

委員

マニュアルとかモデル的なガイドラインなどお持ちでしたね。

事務局

はい、イラストや写真などで解説した手引きがございますが、今回は用意ができておりません。

委員

そのようなものも一緒につけておいて、例えば敷際に段差がある時はこういう木を植えてなどのようなことをやっておられましたね。そういうことも合わせて、こういうことをしていますと強く言っていただいたほうがよいと思います。

窓口ではこういう指導もしていますなど、しっかり言っていただければ、不安感が取れますので、そういう準備もできたらしていただいて、やり方の基準も含めて、低木だけではなくて緑化率25%の基準はこうですか、窓口ではこういう指導をしていますなど、できればそのようなものが欲しいと思いましたので、お願いいたします。

事務局

はい、準備不足で失礼いたしました。普段日常の業務として手引書などを使用して指導しておりますので、よろしく申し上げます。

会長

ということで、材料提供の方をよろしく申し上げます。

では、ご意見、ご質問が無いようでございますので、

諮問第5号「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更」について、答申をまとめたいと思います。

今回は、新千里北住宅地区と新千里南住宅地区の2地区についての諮問ということですが、この2地区は周辺環境が類似しており、制限内容も同一であるため、一括してお伺いしますが、新千里北住宅地区・南住宅地区ともに、妥当である旨、答申することに異議はございませんか。

異議が無いようですので、諮問第5号「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更」については、妥当である旨、答申することといたします。

その上で確認ですが、推進地区についての行為の制限は制限以外の部分、外構や植栽などの精神規定は当然、行為の制限の内容に含まれると理解してよろしいですね。この書き方ですと、はずしたというとり方もできますので、そのページだけを見るとですが、誤解を生じないようによろしくお

願いたします。

「その他」といたしまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

補足でございますが、会長のおっしゃった全体に及ぶのかというのですが、先ほど諮問書7と言いましたが、今回の北住宅地区ですと諮問書13の(2)行為の制限の注釈としまして、2行書かせていただいております。

「当該地区においては、全市を対象とした行為の制限(景観形成基準)を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます」としておりますので、全文に以下の内容がかかってくると解釈いただけるものと考えております。

会長

「基本とし」というあいまいな肯定及び意見をベースにしてということなのですね。そうすると以下の内容を修正します等、「基本とし」というのが精神規定というか、主旨はわかりますが強制力を持たないのではと心配します。一番気になるのは先程の緑化、団地の中における緑地など、きちっと地区指定されたら、全体の規定を引き継ぐこととなりますよね。具体的な基準がないので、地区計画でも作れないので、事業者は細かくやらなと思いますので景観形成推進地区で決めるべきなのかと思います。

事務局

それでは、その他といたしまして、

豊中市都市景観表彰事業に係る応募状況の中間報告と、表彰式典に関し前回の審議会以降に決まりました内容2点について、ご報告させていただきます。

1点目の応募状況の中間報告ですが、まず、周知の方法につきましては、前回の審議会でごいただいたご意見をもとに、表紙の黒色の彩度の低減や、市内外を問わず応募できる旨を記載する等の修正を加えたビラ、ポスターを、4月下旬から、市の施設や自治会、関係協力団体に配布すると共に、阪急電車・モノレール・北大阪急行の駅へのポスター掲示のほか、広報・ホームページへの掲載や、ケーブルテレビでの放映など、多様な媒体を活用しながら周知を図ってきております。

そして、5月7日から募集より約1か月経過した5月31日時点での応募状況につきましては、お手元の資料5のとおり、都市デザイン賞が4件、まちなみ市民賞が13件となっており、また、昨日、6月23日まででは、都市デザイン賞5件、まちなみ市民賞は22件と応募件数は増えてきてはおりますが、まだまだ応募数が少ない状況ですが、新たな周知方法として、

阪急電車の駅で無料配布されている6月号の「TOKK」への掲載を行ったほか、今後も情報誌等への掲載を依頼していきますので、次第に認知度も高まり応募数も増加していくものと期待しております。

とは言え、当該事業を実りあるものとするためには、更なる応募件数を必要としておりますので、委員の皆様におかれましては、是非とも関係先やご友人の方々にご応募をお勧めいただくよう、ご協力方よろしくお願いいたします。

次に、2点目の表彰式典に関し前回の審議会以降に決まりました内容ですが、資料6をご覧ください。

まず、デザイン賞の表彰式典の日程ですが、前回までは、平成29年（2017年）1月12日（木曜日）としておりましたが、講演者のスケジュールの都合から、1月13日（金曜日）へ変更を行っております。

次に、講演者につきましては、MBS（毎日放送）の古川圭子アナウンサーに決定いたしました。古川さんは、豊中市生まれの豊中市育ちで、本市の市政運営にも関わっておられますことから、興味深いご講演となるものと期待しております。そして、表彰式典後のパネルディスカッションにもパネラーとして参加していただき、市民目線でのご意見を頂戴したいと考えております。

また、パネルディスカッションは、コーディネーター役として当審議会の加藤会長をお願いしており、ご協力頂くこととなりました。

なお、演目等の詳細は今後、検討していくものとしておりますが、より多くの市民・事業者の方々に出席いただけるような内容としてまいりたいと考えておりますので、よろしくごお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、その他の報告とさせていただきます。

会長

以上で予定されておりました案件すべてが議了いたしました。

ここで、事務局から報告事項がございます。

事務局

事務局から、少しお時間をいただきまして、委員の退任についてご報告させていただきます。

学識経験者委員の下村会長代理、木多委員におかれましては、本審議会の前身の都市デザイン委員会の頃から、長年豊中市のためにご尽力を頂きましたが、本日が最後の審議会となります。

市民委員の藤原委員、南井委員におかれましても、2年間の委員任期が満了しますので、本日が最後となります。

また、各事業者様からの推薦でご就任いただいた事業者委員の松下委員におかれましても、委員任期の満了に伴い退任されますので、本日が最後となります。

退任される委員の皆様には、この場をお借りしまして、これまでのご尽力と、ご功績に対しまして、感謝を申し上げます。

それでは、退任される委員を代表して、下村会長代理より、一言お願いできればと思います。

よろしく願いいたします。

委員

～退任委員からの挨拶～

会長

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。